

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
○薬剤師法施行細則の一部を改正する規則	(薬務課)	一
○麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則	(同)	二
○覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則	(同)	二
○大麻取締法施行細則の一部を改正する規則	(同)	三
○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則	(新産業振興課)	三
○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則	(水産林政総務課)	五
○港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾課)	五
○入港料条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	六
○港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	六
○県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住宅課)	六
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事課)	七
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	八
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産業振興課)	八
○道路の区域変更	(道路課)	八
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	八
○土地区画整理事業の施行の認可	(同)	八
○土地区画整理組合の設立の認可	(同)	九

ページ

公 告

○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	九
○開発行為に関する工事の完了(四件)	(建築宅地課)	十一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	十二
選挙管理委員会		
○政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部改正について		十二

公 安 委 員 会

正 誤

規 則

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則		十二
○宮城県公報第一〇七号(令和二年五月二十九日付け)中		十六
事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和三年三月五日 宮城県知事 村 井 嘉 浩		
○宮城県規則第九号 事務委任規則の一部を改正する規則		
事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。 第六条第一項第二十三号ロ中「及び第四項」を「、第五項、第八項、第十項及び第十一項」に改め、 「検査」の下に「並びに質問及び調査の応諾の命令並びに通知並びに書面の交付」を加え、同号ホ中「第十六条の二」を「第十六条の二第一項」に改め、同号ヨ中「第二十六条」を「第二十六条第一項及び第二項」に改める。		
附 則 この規則は、公布の日から施行する。		
薬剤師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和三年三月五日 宮城県知事 村 井 嘉 浩		
○宮城県規則第十号 薬剤師法施行細則の一部を改正する規則		

薬剤師法施行細則（昭和三十六年宮城県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。
様式第一号及び様式第二号中「㊸」「㊹」「日本工業規格」及び「3」氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の薬剤師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の薬剤師法施行細則の規定によるものとみなす。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第十一号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和三十九年宮城県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号及び様式第四号から様式第六号までの規定中「㊸」を削る。

様式第七号中「氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印」を「氏 名（法人

にあつては、名称及び代表者の氏名）」に改める。

様式第八号中「㊸」を削る。

様式第九号中「氏 名 _____ 印」を「氏 名 _____」に改める。

様式第十号及び様式第十一号中「㊸」を削る。

様式第十二号中「㊸」を削る。

様式第十三号から様式第十五号までの規定中「㊸」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定によるものとみなす。

覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十二号

覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚醒剤取締法施行細則（平成十二年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までの規定中「㊸」を削る。

様式第五号を次のように改める。

様式第5号 (第7条関係)

覚醒剤 (原料) 廃棄完了報告書

宮城県知事 殿 年 月 日

業務所
所在地
名称

執行者

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで届け出た覚醒剤 (原料) の廃棄については、年 月 日下記
の者立会いのもとに完了したので報告します。

記

1 立会者

所属

所属

職名
氏名

職名
氏名

2 廃棄の方法

焼却 放流

(注) 廃棄の方法については、該当事項を○で囲むこと。

様式第六号中「事 故 届」や「覚醒剤 (原料) 事故届」に改め、「印」を削る。
様式第七号中「所有数量報告書」や「覚醒剤 (原料) 所有数量報告書」に改め、「印」を削る。
様式第八号中「譲 渡 報 告 書」や「覚醒剤 (原料) 譲渡報告書」に改め、「印」を削る。
様式第九号中「処分願 出 書」や「覚醒剤 (原料) 処分願出書」に改め、「印」を削る。
様式第十号中「取扱品日等変更届」や「覚醒剤 (原料) 取扱品日等変更届」に改め、「印」を削る。
様式第十一号及び様式第十二号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の覚醒剤取締法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、
は、当分の間、改正後の覚醒剤取締法施行細則の規定によるものとみなす。

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

大麻取締法施行細則 (平成十二年宮城県規則第百八号) の一部を次のように改正する。
様式第一号から様式第八号までの規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の大麻取締法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、
当分の間、改正後の大麻取締法施行細則の規定によるものとみなす。

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十四号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則
 産業技術総合センター条例施行規則（平成十一年宮城県規則第六十九号）の一部を次のように改正
 する。
 別表第一第二号の表材料加工関連機器の項中

マイクロスコープ（DMS1000）	一時間につき	五〇〇円
-------------------	--------	------

マイクロスコープ（DMS1000）	一時間につき	五〇〇円
自動研磨機	一時間につき	五〇〇円
精密自動切断機	一時間につき	五〇〇円
振動研磨機	一時間につき	五〇〇円
ダイヤモンドワイヤーソー	一時間につき	一、〇〇〇円
送風定温恒温器	一時間につき	五〇〇円

に改め、同表電子・情報関連機器の項中

触針式段差計	一時間につき	六五〇円
イオンミリング装置	一時間につき	一、一〇〇円
TDR装置	一時間につき	七〇〇円

触針式段差計	一時間につき	六五〇円
TDR装置	一時間につき	七〇〇円

通信プロトコル解析機能付きデジタルオシロスコープ	一時間につき	五五〇円
--------------------------	--------	------

に、

を

光学解析シミュレータ（光線追跡式）	一時間につき	五〇〇円
振動試験装置	一時間につき	二、二〇〇円

を

通信プロトコル解析機能付きデジタルオシロスコープ	一時間につき	五五〇円
振動試験装置	一時間につき	二、二〇〇円

に改め、同

表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中

遠心分離機	一時間につき	五五〇円
真空凍結乾燥機	一時間につき	五〇〇円
高速液体クロマトグラフ	一時間につき	一、一〇〇円

を

遠心分離機	一時間につき	五五〇円
高速液体クロマトグラフ	一時間につき	一、一〇〇円

に、

酒造用タンク360	一時間につき	二二〇〇円
-----------	--------	-------

を

酒造用タンク360	一時間につき	二二〇〇円
大容量冷却遠心分離機	一時間につき	五〇〇円
真空凍結乾燥機	一時間につき	七〇〇円

に改め、同表分析・測定関連機器の項中

接触角計	一時間につき	五五〇円
------	--------	------

イオンクロマトグラフ	一時間につき	九五〇円
蛍光分光光度計	一時間につき	五〇〇円

を

接触角計	一時間につき	五五〇円
蛍光分光光度計	一時間につき	五〇〇円

に改める。

別表第二第一号の表材料試験の項中

曲げ試験	一件につき	二、一〇〇円
硬さ試験	一件につき	五、三〇〇円

曲げ試験	一件につき	二、一〇〇円
------	-------	--------

物理性試験	質量測定	一件につき	一、七〇〇円
物理性試験	変形状状測定	一件につき	九五〇円

物理性試験	変形状状測定	一件につき	九五〇円
-------	--------	-------	------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料及び実施が決定した試験等に係る手数料

料については、なお従前の例による。

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十五号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則(昭和六十二年宮城県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

様式第四号から様式第九号までの規定中「四」を削る。

様式第十号中「四」を削る。

様式第十一号から様式第十三号までの規定中「四」を削る。

様式第十四号中「四」を削る。

様式第十五号及び様式第十六号中「四」を削る。

様式第十七号中「四」を削る。

様式第十八号及び様式第二十号中「四」を削る。

様式第二十一号から様式第二十四号までの規定中「四」を削る。

様式第二十五号から様式第二十七号までの規定中「四」を削る。

様式第二十八号から様式第三十一号までの規定中「四」を削る。

様式第三十二号から様式第三十九号までの規定中「四」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の水産業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の水産業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十六号

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

港湾施設等管理条例施行規則(昭和三十八年宮城県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。
 附則第三項中「同年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に、「六月」を「二年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第三項の規定は、令和二年四月十六日から適用する。

入港料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

入港料条例施行規則の一部を改正する規則

入港料条例施行規則(昭和五十二年宮城県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に、「六月」を「二年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定は、令和二年四月十六日から適用する。

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則(平成十二年宮城県規則第五百一十一号)の

一部を次のように改正する。

附則第三項中「同年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に、「六月」を「二年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第三項の規定は、令和二年四月十六日から適用する。

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅条例施行規則(平成九年宮城県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

様式第十四号中「M・J・S・H」を「J・S・H・R」に、

各 種 控 除	特 別 障 害	普 通 障 害	寡 夫	寡 婦	特 定 扶 養	老 人 扶 養	老 人 配 偶	親 族	認	
									所得金額	

を

各 種 控 除	特 別 障 害	普 通 障 害	ひ と り 親	寡 婦	特 定 扶 養	老 人 扶 養	老 人 配 偶	親 族	認	
									所得金額	

に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。
別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第四号ロ中「及び調査」を「調査、通知及び書面の交付」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年三月五日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百二十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
大崎市民病院岩出山分院	大崎市岩出山字下川原町八十四番地二十九	令和三年三月一日	令和六年二月二十九日

○宮城県告示第百二十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、雄勝町雄勝湾加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。
令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百二十五号

大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第十七条第五項の規定に基づき国土交通省東北地方整備局長から次のように道路の区域を変更する旨の通知があったので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和三年三月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木

事務所において一般の縦覧に供する。
令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 通知のあった年月日 令和三年二月三日
- 二 道路の種類 一般国道
- 三 路線 名 三四九号
- 四 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
	前 A	後 B			
伊具郡丸森町耕野字不動六六番一地从先から 同郡同町大張川張字館二四番一地先まで	五・一〇一 六六・一〇	五・一〇一 六六・一〇	六、六七七・〇	六、〇〇九・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第百二十六号

大崎市から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画道路

2 名称

- 三・三・六号 福浦福沼線
- 三・三・十九号 小泉古川線
- 三・四・十七号 李埴新田線
- 三・四・二十一号 福浦小泉線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定により、土地区画整理事業の施行について、次のとおり認可した。

令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

洪谷商事株式会社

二 事業施行期間

令和三年三月五日から令和五年三月三十一日まで

三 施行地区

岩沼市早股字小林及び同字松原の各一部

四 土地区画整理事業の名称

岩沼市早股松原土地区画整理事業

五 事務所の所在地

名取市手倉田字諏訪六百六十九番地の一

六 施行認可の年月日

令和三年二月二十五日

七 施行者の住所

名取市手倉田字諏訪六百六十九番地の一

八 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

九 公告の方法

事務所に掲示して行う

○宮城県告示第百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により、土地区画整理組合の設立について、次のとおり認可した。

令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町新太子堂土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和三年三月五日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

宮城県利府町森郷字新太子堂、同字新権の木前、利府町利府字城前、同字館前及び同字新神明前の各一部

四 事務所の所在地

宮城県利府町中央一丁目二番地十一

五 設立認可の年月日

令和三年二月二十六日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場に掲示して行う

○宮城県告示第百二十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和三年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
令和三年二月二十五日	浜渡 比出	二級建築士	第九千二百六十一号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
令和三年二月二十五日	美 泰永	二級建築士	第四千九百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	池田 勝男	二級建築士	第四千六百五十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	寺島 照雄	二級建築士	第七千六十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	及川 和雄	二級建築士	第四千四百九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	麻里 正孝	二級建築士	第四千四百二十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	小野 義信	二級建築士	第一万二千九百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	小野寺 重	二級建築士	第四千三百四十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

日	令和三年二月二十五	中平 久夫	二級建築士	第六千七百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	千葉 恵一	二級建築士	第六千二百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	千葉 幸悦	二級建築士	第六千六百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	林 稔	二級建築士	第三千四百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	佐藤 晃喜	二級建築士	第九千八百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	山賀 國男	二級建築士	第五千六百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	後藤 義紀	二級建築士	第四千二百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	引地 昭	二級建築士	第五千四百八十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	水野 隆幸	二級建築士	第三千九百三十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	大山 茂	二級建築士	第三千八百八十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	遠藤 一茂	二級建築士	第三千三百七十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	目黒 勲	二級建築士	第七千七百五十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	錦戸 孝雄	二級建築士	第三千七百三十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	黒川 武次	二級建築士	第九千九百四十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	菅原 法雄	二級建築士	第六千六百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	小松 徳壽	二級建築士	第三千八百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	米倉 邦夫	二級建築士	第三千百号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	佐藤 美次	二級建築士	第四千二百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	成田 雄次	二級建築士	第三千六十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	猪股 隆幸	二級建築士	第三千三百三十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

日	令和三年二月二十五	松本 英雄	二級建築士	第六千七百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	岸 順幸	二級建築士	第三千二百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	高瀬 善通	二級建築士	第四千三百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	大江 幸男	二級建築士	第四千五百五十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	加藤 博	二級建築士	第六千四百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	前川 和彦	二級建築士	第九千九百三十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	早川 禮治	二級建築士	第三千百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	櫻井 忠雄	二級建築士	第三千三百三十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	安藤 洋	二級建築士	第七千九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	手嶋 長	二級建築士	第四千二百三十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	小山 國雄	二級建築士	第四千六百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	山田 周吾	二級建築士	第三千三百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	及川 幸雄	二級建築士	第五千四百七十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	大本 利器	二級建築士	第四千二百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	千葉 光治	二級建築士	第一万五百八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	鳥越 重雄	二級建築士	第九千八百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	渡辺 公雄	二級建築士	第五千八百八十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	堀籠 俊一	二級建築士	第三千四百三十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	太田 良夫	二級建築士	第四千五百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
日	令和三年二月二十五	熊谷 信夫	二級建築士	第八千九百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和三年二月二十五日	大内 宇十郎	二級建築士	第七千二百三十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	石垣 進	二級建築士	第四千五百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	佐々木 傳	二級建築士	第四千五百八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	亀谷 武男	二級建築士	第八千九百九十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	菅原 幸一	二級建築士	第六千二百八十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	大久保 忠	二級建築士	第四千三百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	梅本 武志	二級建築士	第三千四百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	信夫 清壽	二級建築士	第五千二百七十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	吾孫子 文夫	二級建築士	第五千四百六十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	熊谷 典夫	二級建築士	第四千六百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	竹原 六郎	二級建築士	第三千二百九十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	天野 一夫	二級建築士	第三千五百六十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	剣持 光夫	二級建築士	第四千三百四十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	大島 忠剛	二級建築士	第四千三百七十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	鈴木 孝志	二級建築士	第三千二百八十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	悦 佐々木 慶	二級建築士	第三千四百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	佐藤 良治	二級建築士	第四千四百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	菊地 富夫	二級建築士	第七千五百六十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	塩田 靖男	二級建築士	第六千九百四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	藤代 佳永	二級建築士	第九千四百四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

公 告

令和三年二月二十五日	渡部 審也	二級建築士	第七千九十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	吉田 勝	二級建築士	第八千六百三十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	小原 眞之	二級建築士	第三千六百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	関根 仙太	二級建築士	第三千三百九十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年二月二十五日	木村 清	二級建築士	第九千四百九十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年三月五日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
宮城県知事 村 井 嘉 浩
岩沼市小川字中町八十九番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
岩沼市竹の里一丁目十五番地の七
沼田 めぐみ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年三月五日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
宮城県知事 村 井 嘉 浩
岩沼市下野郷字切新田九番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
茨城県神栖市知手中央十丁目七番四十三号
みなと運送株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年三月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

巨理郡山元町坂元字上南原一番、二番の一
部、四番一の一部、四番二十八の一部、四番二
九、四番三十の一部、四番三十一の一部、四番三
十二の一部、四番三十三の一部、四番三十四、四
番三十五の一部、字大森一番十三の一部、一番十
六の一部、一番十七の一部、一番二十一の一部、
一番二十六の一部、一番二十七、一番二十八、一
番三十三、一番百三十九の一部、一番十三地先の
道の一部

巨理郡山元町坂元字大森一番三十二
メルコジャパン株式会社

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和三年三月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大衡字平林七十四番四、七十四番六の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区一番町一丁目一番三十四号
日本郵便株式会社 東北支社
支社長 古屋 正昭

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和三年三月五日

一 落札に係る印刷物又は役務の名称及び数量 みやぎ県政だより（仕様書のとおり）
宮城県知事 村 井 嘉 浩
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和三年二月二十二日
四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 仙台印刷工業団地協同組合 仙台市若林区 六丁の

目西町一番四十三号

五 落札金額 一億九百六十四万二千二百円（消費税及び地方消費税を除く。）
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 令和三年一月十二日

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十一号

政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年宮選管告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和三年三月五日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第一号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月5日

宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げ	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げ

る用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)～(7) (略)
- (8) 部長等 第17条第1項の規定により置く各部長、首席監察官、組織犯罪対策局長、サイバーセキュリティ統括官及び参事官_____をいう。
- (9)～(11) (略)

(課等の設置)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組	織
	(略)	
教 養 課	宮城県警察術科指導室	
		(略)

5 警察本部の次表左欄に掲げる課等に当該右欄に掲げる分駐隊を置く。

課 等	分 駐	隊
		(略)
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	石巻分駐隊	
		(略)

6 (略)

第3条の2～第5条 (略)

(警務部の課等の所掌事務)

第5条の2 警務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 警務課 (略)
- 警務課 教養課
- (1) 警察教養 _____ 一般 _____ に関すること。

る用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)～(7) (略)
- (8) 部長等 第17条第1項の規定により置く各部長、首席監察官、組織犯罪対策局長、サイバーセキュリティ統括官、参事官及び運転免許センター長をいう。
- (9)～(11) (略)

(課等の設置)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組	織
	(略)	
		(略)

5 警察本部の次表左欄に掲げる課等に当該右欄に掲げる分駐隊を置く。

課 等	分 駐	隊
		(略)
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	石巻分駐隊	
	気仙沼分駐隊	
		(略)

6 (略)

第3条の2～第5条 (略)

(警務部の課等の所掌事務)

第5条の2 警務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 警務課 (略)
- 警務課 教養課
- (1) 職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関する企画、立案及び事務一般 _____ に関すること。

(2) 警察教養施設の整備及び運営 _____ に関すること。

(3) 警察史の編纂及び警察沿革誌の調製に関すること。

(4) 術科指導室の運営に関すること。監察課・厚生課 (略)

(生活安全部の課等の所掌事務)

第6条 生活安全部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

生活安全企画課

(1)～(7) (略)

(8) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 及び放射性同位元素等の規制に関する法律 (昭和32年法律第167号) _____ の

の

施行に関すること (生活環境課及び警備課の所掌に属するものを除く。)

(9)～(15) (略)

県民安全対策課・少年課 (略)

生活環境課

(1)・(2) (略)

(3) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 (平成7年法律第65号) 及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) の施行に関すること。

(4) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。

(5) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること (銃器薬物対策課の所掌に属するものを除く。)

(6) 特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関すること。

(7) 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関すること。

(2) 警察沿革誌の調製並びに機関誌の編集及び発行に関すること。

(3) 警察職員の安全管理 _____ に関すること。

(4) 術科指導 _____ に関すること。監察課・厚生課 (略)

(生活安全部の課等の所掌事務)

第6条 生活安全部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

生活安全企画課

(1)～(7) (略)

(8) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号)、放射性同位元素等の規制に関する法律 (昭和32年法律第167号)、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 (平成7年法律第65号) 及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) の

の

施行に関すること (_____ 警備課の所掌に属するものを除く。)

(9)～(15) (略)

県民安全対策課・少年課 (略)

生活環境課

(1)・(2) (略)

(3) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。

(4) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること (銃器薬物対策課の所掌に属するものを除く。)

(5) 特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関すること。

(6) 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関すること。

(8) 古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律で定める犯罪の取締りに関すること。
 (9) 風俗関係事犯の取締りに関すること。
 (10) 売春関係事犯の取締りに関すること。
 (11) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
 (12) 迷惑行為防止条例の施行に関すること(県民安全対策課の所掌に属するものを除く。)
 (13) 前各号に掲げるもののほか、他の課等の所掌に属しない特別法犯の取締りに関すること。
 サイバー犯罪対策課 (略)
 第6条の2・第7条 (略)
 (交通部の課等の所掌事務)
 第8条 交通部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 交通企画課
 (1) 交通警察に関する制度及び交通警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
 (2)～(11) (略)
 交通規則課・交通指導課 (略)
 運転免許課

(7) 古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律で定める犯罪の取締りに関すること。
 (8) 風俗関係事犯の取締りに関すること。
 (9) 売春関係事犯の取締りに関すること。
 (10) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
 (11) 迷惑行為防止条例の施行に関すること(県民安全対策課の所掌に属するものを除く。)
 (12) 前各号に掲げるもののほか、他の課等の所掌に属しない特別法犯の取締りに関すること。
 サイバー犯罪対策課 (略)
 第6条の2・第7条 (略)
 (交通部の課等の所掌事務)
 第8条 交通部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 交通企画課
 (1) 交通警察に関する制度(運転免許課の所掌に属するものを除く。)及び交通警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
 (2)～(11) (略)
 交通規則課・交通指導課 (略)
 運転免許課
 (1) 交通警察に関する制度(運転免許に係るものに限る。)に関する企画及び立案に関すること。
 (2) 運転免許及び運転免許試験に関すること。
 (3) 運転免許証の作成及び交付に関すること。
 (4) 自動車教習所に関すること。
 (5) 自動車等の運転者に係る第2号及び運転教育課の項に掲げる事務に必要な資料の収集、利用等に関すること。
 (6) 石巻運転免許センター、古川運転免許センター及び仙南運転免許センターの運営に関すること。
 運転教育課

(1) 運転免許の取消し、停止等に関すること。
 (2) (略)
 交通機動隊・高速道路交通安全警察隊 (略)
 (警備部の課等の所掌事務)
 第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 公安課 (略)
 警備課
 (1)～(8) (略)
 (9) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第9条第3項の規定による通報の受理に関すること。
 (10)・(11) (略)
 外事課・機動隊 (略)
 第10条～第16条 (略)
 (警察本部の職及び職務)
 第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組	職	階級
(略)		
部	(略)	

(1) 運転適性相談事務に関すること。
 (2) (略)
 (3) 運転免許の取消し、停止等に関すること。
 交通機動隊・高速道路交通安全警察隊 (略)
 (警備部の課等の所掌事務)
 第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 公安課 (略)
 警備課
 (1)～(8) (略)
 (9) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定による通報の受理に関すること。
 (10)・(11) (略)
 外事課・機動隊 (略)
 第10条～第16条 (略)
 (警察本部の職及び職務)
 第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組	職	階級
(略)		
部	(略)	
交通部	運転免許センター長	本部長の命を受け、運転免許に関する重要特定事項について本部長を補佐するほか、別に本部長が定める事項について調査に参画

<p>7 前項に掲げる職のうち、科学捜査研究所長 _____ から上席研究官まで、副所長、術科指導官、少年育成官及び交通事故分析官の職は、必要に応じ、警察官をもって充てることができる。 8～11 (略)</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">採用調査</td> <td style="width: 70%;"> 掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>7 前項に掲げる職のうち、科学捜査研究所長、会計調査官から給与調査官まで、教養調査官から上席研究官まで、副所長、術科指導官、少年育成官及び交通事故分析官の職は、必要に応じ、警察官をもって充てることができる。 8～11 (略)</p>	採用調査	掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。
採用調査	掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
 附 則
 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第8号及び第17条第1項の改正規定(教養課の項を削る部分を除く。)は、令和3年3月23日から施行する。

正 誤

○宮城県公報第一〇七号(令和二年五月二十九日付け)中			
ページ	段	行	正 誤
三	下	一一	<p>附則を附則第二項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、 附則に</p>